

令和2年第7回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和2年7月13日、14時00分に朝倉老人福祉センター会議室において、第7回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員18名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦 (欠席)	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手島 博行	11番 手島 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次	21番 浦塚 洋明 (欠席)	22番 坂田 稔
23番 金子 耕三		

(※20番から23番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 7号 非農地判断について
- ・議案第 8号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について
- ・議案第 9号 令和元年度活動計画の点検評価及び令和2年度活動計画の承認について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 松田 勝久
係長 中村 敬一郎

事務吏員 松尾康年
事務吏員 水落ひかる
事務吏員 岩切範宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係長 金子 明
主任主査 大山 豊揚
主査 安恒 翔

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和2年第7回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前にご連絡いたします。5番手嶋委員と21番浦塚委員より欠席の届出があつておりますのでよろしくお願ひいたします。それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員18名、農地利用最適化推進委員(以下、「推進委員」という。)3名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。議事録署名人に9番武井委員、12番畑委員を指名いたします。よろしくお願ひします。それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。

2ページまで10件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から10番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告第1号について、これを受理いたします。

3ページをお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求めます

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。3件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当の5番手嶋委員が欠席ですので事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (松尾) 報告番号1番について、説明いたします。

届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。当該地は、隣接道路より50cm低く効率よく耕作できるようにするため、地上げをして畑として利用するものです。作付予定は野菜です。なお、地元水利委員及び隣接地所有者との合意も成立済みです。

議 長 事務局の説明は終わりました。

報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

- 議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。
次に、報告番号2番について担当委員の説明を求めます。
10番手島委員
- 10番 (手島委員) 届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。当該地は、北と東の隣接地より80cm低く、大雨の時は冠水するため、地上げをして排水をよくするものです。作付予定は花木・果樹です。なお、地元水利委員及び隣接地所有者との合意も成立済みです
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
報告番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、報告番号2番について、これを受理いたします。
次に、報告番号3番について担当委員の説明を求めます。
1番藤原委員
- 1番 (藤原委員) 届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。当該地は、道路より75cm低く、平成29年の豪雨災害で被災したため、地上げして排水を良くし畑として利用するものです。作付予定は野菜です。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
報告番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、報告番号3番について、これを受理いたします
4ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (水落) 議案朗読をもって説明
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
- 農業振興課 (大山) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
7ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
- 事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の13番田中委員、25番平田委員を指名いたします。
次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。

- 事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の10番手島委員、17番樋口委員、32番橋本委員を指名いたします。
次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の13番田中委員、25番平田委員を指名いたします。
次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の7番原野委員、36番小島委員を指名いたします。
次に審議番号5番について事務局の説明を求めます
- 事務局 (岩切) 審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号5番について、担当地区委員の10番手島委員、17番樋口委員、32番橋本委員を指名いたします。
審議番号1番から5番を一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番から5番について、賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。
9ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。
事務局の説明を求めます
- 事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。10ページまで5件ございます。
ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。
- 14番 (櫻木委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。
- 14番 (櫻木委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は遺贈、権利移転の理由は、譲受人に対する譲渡人からの遺

贈です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号2番について、質問や意見はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。

1番 (藤原委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号3番について、質問や意見はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。

1番 (藤原委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は遠方在住のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号4番について、質問や意見はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。

2番 (樋口委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号5番について、質問や意見はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

1 5時5分まで休憩します

1 4時45分休憩

1 5時5分再開。

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。

1 1ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件ございます。

議 長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。

1 7番 (樋口委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農家住宅及び店舗兼倉庫の建設。転用の理由は河川拡幅工事で店舗兼自宅を立ち退くため、残地と隣接農地に農家住宅と店舗兼倉庫を建設するものです。農地法の運用は10ha以上の一団の農地で集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。なお、排水対策についても地元との同意ができています。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第4号は承認といたします。

1 2ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。13ページまで5件ございます。

ご審議方よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。9番武井委員。

9番 (武井委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は林業機械置場及び原木置場の整備。理由は現在、林業機械を林地内に置いたままでは不用心なため、林業機械と原木の置場を整備するものです。農地法の運用はその他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。生活排水等の処理についても地元と合意が成立しています。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番から4番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

議長

議長を交代しました。

審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番

(後藤委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設。理由は現在、借家住まいのため自己用住宅を建設するもの。農地法の運用は、宅地化が見込まれる区域内の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。下水は下水道へ接続し雨水等は水路へ放流することで地元と合意が成立しています。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員

(「ありません。」)

議長

審議番号2番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番

(後藤委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は賃貸借。転用の目的はレンタルコンテナ置場の整備。理由は一般向けのレンタル収納スペース用コンテナを設置し賃料収入を得るものです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途区域内、農地の区分は第3種農地に該当します。なお、雨水等は水路へ放流することで、区長及び農事区長と合意済みです。ご審議方よろしくお願いたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員

(「ありません。」)

議長

審議番号3番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番

(後藤委員) 審議番号4番について説明します。この件は説明が長くなりますが、申請土地は昭和42年11月28日付けで4条の許可済みですが、古い記録で資料が存在しないため詳細は不明です。また、許可を受けた方は昭和44年に死亡してあります。転用許可を受けた方が、転用を完了することなく死亡した場合、その転用許可は有効ではなくなります。そのため、今回の場合は再度転用許可の申請を行うか、非農地証明願いで対応ということになりますが、このケースでは転用許可申請をされたところです。申請代理人の行政書士によりますと、現在、当該地は農地の状態ではないということですが、過去に転用許可を受けている土地でもあり、始末書は不要とする取扱で県の担当者とも調整済みです。

譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は貸露天駐車場の整備、理由は貸駐車場経営による賃料収入を得るためです。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途区域内、農地の区分は第3種農地に該当します。なお、雨水等は水路へ放流することで区会長、水利組合と合意済みです。ご審議方よろしくお願いたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。

議長を会長と交代します。

議長交代：副会長 → 会長

議長 議長を交代しました。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。

7番 (原野委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は地上権設定。転用の目的は太陽光発電設備の設置、理由は太陽光発電設備を設置し売電収入を得るもの。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途区域内、農地の区分は第3種農地に該当します。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

18番挙手

議長 18番伊藤委員

18番 (伊藤委員) 地上権について、事務局から詳しい説明をお願いします。

事務局挙手

議長 事務局

事務局 (松尾) 地上権については、賃貸借の一種となります。賃貸借権を設定しますとその土地全部を借りて太陽光発電を設置することになりますが、地上権で太陽光発電を設置する場合、この土地に関しては、地上から上の上空のみ使用でき、それ以外の部分については、所有者も使用できる設定となっています。申請地は用途区域の指定は工業専用地域となっています。そのため、一般のお店とか住宅とかは建てられない土地ですので、地上権設定を行って太陽光発電を整備されると考えております。

4番挙手

議長 4番森山委員

4番 (森山委員) 土地所有者が使えるのは、太陽光パネルの下ということなのか。

事務局挙手

議長 事務局

(松尾) パネルの下は所有者が使ってもいい部分となります。

議長 審議番号5番について、他に質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。

14ページをお開きください。次に、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(審議番号8番については取り下げ。)

事務局 (岩切) 審議番号1番から3番については、推進機構からの買入れです。審議番号8番を除く4番から9番については、推進機構への売渡しです。以上、審議番号8番を除く1番から

9番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号8番を除く1番から9番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号8番を除く1番から9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。

17ページをお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。18ページまで3件ございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員が欠席のため事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地の状況は農用地区域外、第2種農地、平成29年7月の九州北部豪雨災害により被災しています。4月に27筆申請があっていましたが、この筆が漏れていたため今回申請されたものです。現状については写真でご覧いただいたとおりです。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員が欠席のため事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は農用地区域外、第1種農地ですが集落接続、敷地拡張のどちらにも該当しています。20年以上前から宅地課税されています。今回、測量等されまして518番2を分筆され、今まで気が付いていなかったが、この機会にきちんと整理すべく区長及び周辺の方の承諾もいただいております。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。

4番 森山委員

4番 (森山委員) 審議番号3番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は都市計画用途区域内、第一種住居地域、第3種農地で20年以上前から宅地課税されています。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

19ページをお開きください。次に、議案第8号「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。22ページまで7件ございます。

議長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 (安恒) 詳細について説明。ご審議方よろしく願います。

議長 農業振興課の説明は終わりました。それでは、議案第8号、除外7件を一括とし、質問や意見はありませんか。

17番挙手

議長 17番樋口委員

17番 口頭による説明だけでは具体的なことが何も解らないので、次回以降、写真や地図等の資料を準備してもらえないか。

農業振興課挙手

議長 農業振興課

農業振興課 (金子) 次回以降、事務局と協議しまして資料等の準備をします。

15番挙手

議長 15番穴見委員

15番 (穴見委員) 本庁2番の案件についてですが、馬田の下浦にある会社で、旧社名「〇〇〇〇株式会社」、現在は「△△△株式会社」へと社名変更してありますが、昨年伺っていた面積よりかなり大きくなっていますが、変更の理由等をお尋ねしたい。

農業振興課挙手

議長 農業振興課

農業振興課 (金子) 農業振興課で受付した申請書は、この面積を満たす計画となっております。

議長 他に質問や意見はありませんか。

4番挙手

議長 4番森山委員

4番 (森山委員) 1番の案件について、この土地は所有者〇〇さんが過去3条による取得をしたものと思うが、その時期についてお尋ねします。

事務局挙手

議長 事務局

事務局 (松尾) 当該地は〇〇さんが平成2年に相続により取得してあります。3条による取得ではございません。

議長 他に質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議案第8号、重要な変更の除外の番号1番から4番及び本庁1番から本庁3番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、議案第8号は承認とし、市長へ通知いたします。

23ページをお開きください。次に、議案第9号「令和元年度活動計画の点検評価及び令和2年度活動計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。
本件について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、議案第9号は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

（会議終了時刻 15：50）